

# 開拓使文書の重要文化財指定

北海道立文書館

鶴原 美恵子 つるはら・みえこ

## 1. はじめに

平成26年（2014）8月、北海道立文書館が所蔵する開拓使文書7,832点が国の重要文化財（歴史資料）に指定された。「明治政府による北海道の近代化の諸政策や開拓使の行政機構を知るうえでの基本資料であり、北海道における同時代の地域社会の形成過程やアイヌに対する諸政策を具体的に伝えて、近代史、北海道史およびアイヌ史研究上に重要」と評価されての指定である。

近年指定が相次ぐ近代地方行政文書群では、京都府行政文書、山口県行政文書、埼玉県行政文書、群馬県行政文書について5例目で、東京府・東京市行政文書との同時指定となった。また当館所蔵資料では、平成16年（2004）に箱館奉行所文書167点が同じ歴史資料部門で重要文化財に指定されており、今回の指定は2件目となる。

## 2. 開拓使とその文書

開拓使は、明治2年（1869）7月8日に設置され、明治15年（1882）2月8日に廃止されるまでの14年半存続した、期間限定の地方行政機関である。管轄地域は千島を含む北海道と樺太（ただし同8年まで）に及び、札幌に本庁を、函館・根室などに支庁を置き、また東京には出張所を置いて、太政官をはじめ各省庁や府県との連絡を行った。明治3年（1870）から次官をつとめ、のち長官となった黒田清隆が東京に常駐していたことから、東京出張所は事実上開拓使の最高意思決定機関であった。

明治政府が多額予算を投じた開拓使の事業とは、お雇い外国人の指導のもと、産業を興し、交

通網をはじめ社会基盤を整備し、移民を募り、人材を育成するといった開拓施策の数々である。また北辺に位置する北海道は、ロシアに対峙すべき兵力の創設や、千島近海に出没する外国密漁船への対応など、外交・防衛上の独自の課題も抱え込み、維新政府の意向を問いつつ前例のない対応を迫られる局面が多かった。維新の動乱を経たばかりの近代初頭期、各地の行政庁はそれぞれ固有の問題を抱えていたであろうが、開拓使のそれは他に類例をみない特異なものといえる。

その開拓使が残した文書は、同じ内部組織でありながら遠く離れた地にあった、本庁・支庁・出張所の間で交わされた文書がかなりの部分を占める。ごく些細な事案以外はすべて東京にいる長官の決定を要したから、多くの文書が船で北海道と東京を往復し、明治8年（1875）に津軽海峡の海底を電信線が通ってからは、電信もまた緊急の指示を仰ぐ重要な手段となった。そうした電信文の綴りさえ今に残り、当時どのような議論がなされて決定に至ったかを、事案にもよるがかなり具体的に知ることができる。開拓使文書7,832点という数量は、重要文化財指定された他の近代地方行政文



開拓使公文録

書に比べて決して多くはないが、開拓使が短期間しか存在しなかったことを考えると、極めて濃密な残り方をしているのである。なお、今回の重要文化財指定では、開拓使に先だって維新政府が設置し、開拓使設置によって廃止となった箱館府及び箱館県の文書計40点も、開拓使期に連なるとして、開拓使文書に含まれている。

開拓使文書は、作成した組織別ごとに、札幌本庁文書、函館支庁文書、根室支庁文書、東京出張所文書などに大別することができる。樺太開拓使文書や、開拓使廃止後に大蔵省内に設置された旧開拓使残務整理委員の文書も、便宜上開拓使文書に含めている。これらの中には、通常の年次ごとの編綴文書や一件綴りのほか、「開拓使裁録」「開拓使公文録」「部類抄録」など特定の方針によって再編集された文書も含まれる。各分類ごとの内容は、当館ホームページの以下の資料紹介に詳しい。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/mnj/d/guide/a/a04-01.htm>)

また同じホームページから、資料1点ごとの検索と、資料1点の中身である件名の検索ができる。特に件名検索では開拓使文書の全件名データ47万件あまりの入力が終わったところで、資料の探索に便利と好評である。

### 3. 開拓使文書の来歴

開拓使文書の来歴は、箱館奉行所の時代や、開拓使廃止後に設置された三県（札幌県・函館県・根室県）の時代及び道庁最初期の文書を含めて、すなわち幕末から明治20年代初頭に至る公文書群の一部として理解されるべきものである。維新前後の約30年間に、北海道の統治機関はめまぐるしく交代するが、作成された文書は、その地を管轄した次の行政庁へと順次引き継がれたようである。たとえば、箱館奉行所の文書は箱館府・県へ、さらに箱館府・県の文書をあわせて開拓使函館支庁へ、そして函館県へといった具合である。こうした引継ぎと集積が、札幌、函館、根室、東京の地でそれぞれ進み、やがて北海道庁の時代に集約されることになる。

明治34年（1901）、北海道庁文書課は構内に石庫をつくって第一文庫と称し、ここに各地から集めた文書を収めて、目録で管理することを始めた。このとき管理簿として作られた『第一文庫簿書目録』によれば、明治34年12月時点で2万800冊余りが集約され、その後北海道庁文書約1千点が加わる一方、いったん収蔵した文書の廃棄や貸出時の焼失などがあったことがわかる。

現在、目録掲載文書のうち1万1千冊ほどの現存が確認できるので、第一文庫成立当初のおよそ半数が廃棄などで失われたことになる。しかし開拓使の文書に限れば4分の3以上が残存しており、時代的に古い文書は比較的多く残り、道庁期などの新しい文書は廃棄されるという傾向が見える。歴代の文書管理担当者には、現用としての価値を離れても、北海道を形作った近代黎明期の文書は残す（あるいは捨てられない）という考えが、ある程度引き継がれていったものと思われる。

### 4. 利用への道

第一文庫に集められた公文書群は、明治期の公文書の通称そのままに「簿書」と呼ばれてきた。簿書は、大正7年（1918）に道庁が編纂した『北海道史』、同じく昭和11～12年（1936～37）に編纂した『新撰北海道史』に使われるとともに、石庫に通いつめるごく一部の研究者にも利用され、北海道史の研究に欠かすことができない史料群として、知る人ぞ知る存在になっていた。しかし一般の人々が容易に利用できるものではなく、また保管状態も十分ではなかった。

戦後、地方史研究が活発になる中で、簿書の保存体制への懸念や公開利用の要求が高まりをみせ、昭和34年（1959）には陳情運動へと発展する。道内歴史研究者らによる陳情は、「道庁構内の蔵にある簿書と旧記を、図書館へ移管してほしい」というものであったが、道は図書館への移管は行わず、庁内組織である文書課史料編集室での閲覧対応を選ぶ。当時簿書は、第一文庫から同じ道庁構内に建てられてた鉄筋コンクリート造の書庫に移されていた。史料編集室の職員はこれを庁内に運

び出して長年の塵を払い、昭和36年（1961）から3カ年をかけて『北海道所蔵史料目録』全5冊を刊行、これによって簿書約1万1千冊の全貌がはじめて明らかとなった。

簿書のうち、最も古い時代の文書群にあたるのが10年前に重要文化財指定された箱館奉行所文書であり、簿書全体の7割以上を占め質量ともに中核的な文書群にあたるのが、今回指定された開拓使文書である。

簿書を公開する場となった文書課史料編集室は、その後所蔵史料を増やしながらい行政資料室、行政資料課と改組され、昭和60年（1985）に北海道立文書館となる。館では、一度散逸した開拓使文書の回収にも努め、他機関からの移管や購入、寄贈によって、半世紀前の公開時よりさらに収蔵を560点増やし、それらを含めて今回の指定となった。

## 5. 重要文化財指定後の利用と保存

当館では、重要文化財に限らず、公文書や私文書等のオリジナル資料はゼロックスコピー不可とし、写真撮影のみとしている。さらに、すでに重要文化財指定されている箱館奉行所文書は、資料へのダメージをできるだけ抑えるため撮影時のフラッシュとライトの使用を原則不可としており、開拓使文書も指定を機に同様の扱いへと替わった。近年カメラの性能が格段に上がり、これらの光源がなくても特に支障なく撮影できるようである。

重要文化財指定の答申が報道発表されたあと、開拓使文書はいままでどおり利用できるのかと心配する問い合わせが数件あった。しかし、文化庁からも特段利用制限に関する要請はなく、出納のたびに大切に取り扱い扱ってもらうための注意事項を書いた用紙を手渡すことと、上述の光源のこと以外、利用上の変更はない。開拓使文書には、一部に代替物としてのマイクロフィルムはあるが、マイクロフィルムと原本とでは、情報量や利用の煩雑さにかかなりの差があるため、マイクロフィルムがあることをもって原本の利用を制限することは今のところ考えていない。

指定後の最も大きな変化は、利用よりも補修に

ある。これまで、難しい補修は専門業者に委託し、それ以外は職員や習熟したボランティアが適宜行ってきたが、今後委託先はかなり限定的になるようである。また館内職員による修理は、維持管理業務として認められてはいるものの、文化庁の認める高いレベルの技術と知識の習得が前提となるという。どの程度の技術を身につければ、どこまでの修理ができるのか、まだ見当がつかない点に不安がある。日々利用に供している史料は、気づいたその場で手を加えなければ、破損が広がる危険がある。幸い、明治期初頭に集中する開拓使文書は、ほとんどが良質な和紙と墨からなるため、多種多様な素材に対応する難しさはない。剥がれかけた付箋の糊付けや軽易な繕い程度は、即座に館内で対応できるよう、職員のさらなる技術習得が急務である。

あらためて指摘するまでもないが、保存と利用の両立ほど難しい課題はない。昭和30年代からすでに半世紀の間利用に供してきた開拓使文書の中には、補修するほどではないが紙質に張りがなくなり、いかにも「使い込んだ」感触の簿冊がある。いくら丁寧に扱ってもらったとしても、1回の利用ごとに目に見えない負荷がかかるので当然である。一方で、公文書管理法に「公文書は国民共有の知的資源」であり「国民が主体的に利用するもの」と謳われているように、利用しやすい環境を提供していくことが一層求められる時代になった。

保存と利用の両立を図り、また多くの人に活用してもらおう手段として、デジタルアーカイブは今最も有効であろう。当館では数年前、箱館奉行所文書のデジタル化を、カメラ撮影から公開まですべて職員が手作りで行った。デジタルアーカイブと銘打ってはいるが、システム構築を伴わないごく簡易なもので、画質もよくない。しかし原本の出納はみごとにまでになくなり、年間数人ほどが、デジタルアーカイブでは判読しにくい部分の確認に訪れるくらいである。この経験から、デジタル化が原本の保全に直接つながることは身にしみて感じる。開拓使文書についても、今後少しずつではあるが、デジタル化に取り組んでいきたい。

## 6. おわりに

---

開拓使文書は、良くも悪くも北海道立文書館の代名詞である。開拓使文書を中核とする簿書の存在がなければ、そしてそれを図書館ではなく庁内組織で公開してきた実績がなければ、北海道立文書館の設立はどれだけ遅れたかわからない。一方で、いまや業務の中心が道庁公文書の選別収集であり、数年前に作成された道庁公文書さえ閲覧に

供している館の実態は、開拓使文書の陰に隠れがちになる。古い文書のみを所蔵しているというイメージを、とかく持たれやすいのである。

しかし開拓使文書は、公文書が歴史資料としてどれほど重要か、意思決定過程を知ることがなぜ大切なのかを、実証する存在でもある。いまの道庁公文書は、100年後の「開拓使文書」である。そのことを広く伝える機会を与えられたという意味でも、今回の重要文化財指定を歓迎したい。